平成２４年（フ）第２２４９号
福岡市西区壱岐団地62番404号
債務者　吉村由貴美（旧姓中須）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２５５号
福岡市東区香椎台４丁目３番４号
債務者　山本　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０８号
福岡県朝倉市甘木1175番地３　メリディアン大地106号
債務者　宮崎　茂之
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３２号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬５番204号
債務者　東森　郁枝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵783番地１
債務者　松尾　一俊
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵783番地１
債務者　松尾眞佐代
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2743番地１　ハイカムールエルＢ205号
債務者　龍野　純子（旧姓佐々木・砂永）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６６号
福岡市東区箱崎１丁目18番７号
債務者　田中　香春
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８号
福岡県直方市大字山部401番地２　プレジール青木Ｃ―202号
債務者　杉尾　香理
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４４４号
大分県別府市光町24番20号
債務者　泉　　洋一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６７号
北海道伊達市南稀府町266番地３、前住所北海道登別市鷲別町４丁目21番地２　ラメール中村101号
債務者　中住　友里
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８７４号
仙台市青葉区宮町４丁目７番10号　コーポユートピアＡ―206
債務者　清水川洋子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
福島県いわき市平北白土字穂積４番地　市営住宅６－３
債務者　中村　明彦
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４８４号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート６棟302号
債務者　千尋　秀吉
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８５号
茨城県桜川市御領２丁目７番地　メゾンクオリティ201
債務者　市野塚　徹
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６９６号
神奈川県愛甲郡愛川町田代６番地の３
債務者　今鉾　智明
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１０号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目３番９号　コーポ彩102
債務者　小浅　智子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部